

平成二十年十二月三日提出
質問第三〇九号

外務省職員の贈与等報告に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員の贈与等報告に関する質問主意書

一 国家公務員倫理法では、本省課長補佐級以上の職員が一件につき五千円を超える贈与等を受けた場合、その報告を行う義務があると定められている。現在外務省欧州局ロシア支援室首席事務官の任に就いている福島正則氏は、右の贈与等報告を行う義務を負うと考えるが、確認を求める。

二 福島氏が現在の役職に就いてから本年十二月三日まで、福島氏によりなされた贈与等報告は何件か明らかにされたい。

三 福島氏に限らず、贈与等報告の提出を義務づけられている外務省職員が、一件につき五千円を超える贈与等を受けたのにも関わらず、それを報告しないことは認められるか。

四 三の外務省職員が、一件につき五千円を超える贈与等を受けていながら、その報告を怠っていたことが後に明らかになり、当該職員に対して何らかの処分が下されたという事例はこれまでであるか。あるのなら、直近の事例五件を明らかにされたい。

右質問する。